

## 第6章 総合的な学習の時間

平成29年7月7日付文科省告示第93号及び94号により、総合的な学習の時間については、小・中学校ともに平成30年度から平成29年改訂の学習指導要領に即して全面実施となっております。

### 1 総合的な学習の時間の目標

学習指導要領では、次のように目標が示されています。

#### 第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第1の目標は、2つの要素で構成されています。1つは、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示した冒頭の文（柱書き）です。もう1つは、(1)、(2)、(3)として示している部分で、これらは育成することを目指す資質・能力です。

(1)は、「知識及び技能」に関すること、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関すること、(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関することで、今回の改訂で示された育成を目指す資質・能力の「三つの柱」に即して整理されています。

(1)の「知識及び技能」は、平成20年告示の学習指導要領では、総合的な学習の時間の内容が各学校で定められるものであったため、育てようとする資質や能力として具体的に示されませんでした。しかし、今回の改訂では、総合的な学習の時間で育成を目指す「知識」や「技能」とは、各教科等で得た「知識」や「技能」が探究的な学習を進めていく中で、それぞれが関連付けられ、概念化されたり構造化されたりして身に付けていくものとして、新設されました。(2)は、平成20年告示の学習指導要領での「育てようとする資質や能力及び態度」の「学習方法に関すること」に関連しており、(3)は、「自分自身に関すること」、「他者や社会との関わりに関すること」に関連したものとなっています。

### 2 各学校において定める目標及び内容

#### (1) 目標

学習指導要領では、各学校において定める目標について、次のように示されています。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

「第1の目標を踏まえ」とは、第1の目標の趣旨を適切に盛り込むことを意味しています。具体的には以下の2つを反映させることがその要件となります。

- ◆ 「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す」という、目標に示された二つの基本的な考え方を踏まえること。
- ◆ 育成を目指す資質・能力については、「育成すべき資質・能力の三つの柱」である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つのそれぞれについて、第1の目標の趣旨を踏まえること。

各学校において目標を定めることが求められているのは、各学校が創意工夫を生かした探究的な学習や横断的・総合的な学習を実施することが期待されているからです。それには、地域や学校、児童生徒の実態や特性を考慮した目標を、各学校が主体的に判断して定めることが不可欠となります。また、各学校における教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確に

示すことも望まれているからです。これにより、総合的な学習の時間が各学校のカリキュラム・マネジメントの中核になることが今まで以上に明らかとなりました。そして、学校として教育課程全体の中での総合的な学習の時間の位置付けや他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、この時間で取り組むにふさわしい内容を定めるためです。

なお、総合的な学習の時間がより充実するために、小・中学校及び高等学校等との接続を視野に入れ、連続的かつ発展的に学習活動が行えるように目標を設定することも重要です。

## (2) 内容

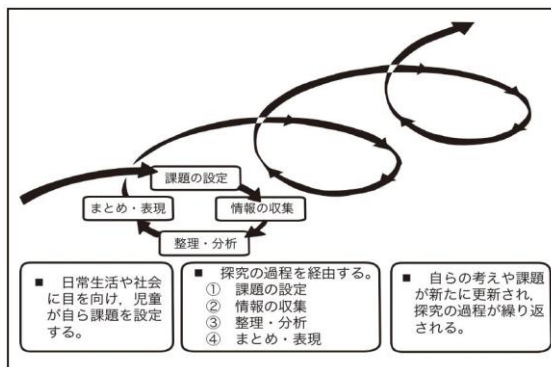
学習指導要領では、各学校において定める内容について以下のように示されています。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

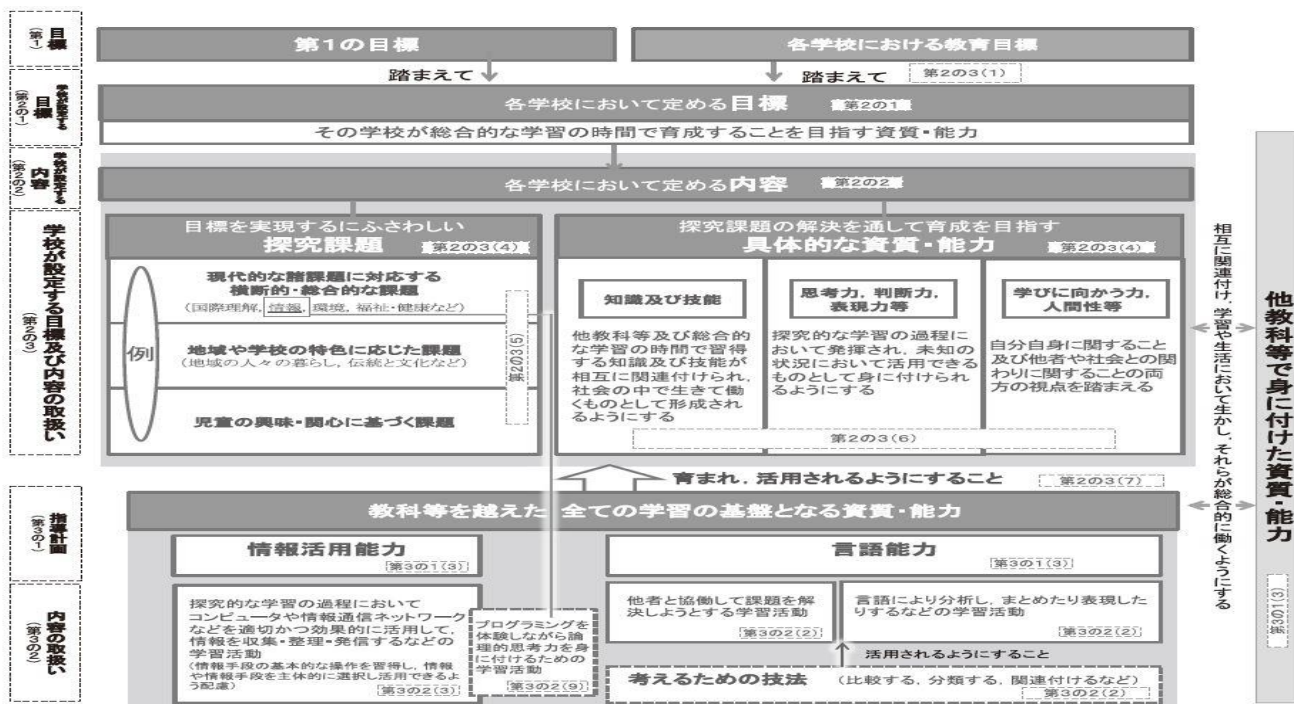
また、学習指導要領で新設された「各学校において定める目標及び内容の取扱い」では、次のように示されています。

(4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

平成20年告示の学習指導要領では、「各学校において定める目標」、「育てようとする資質や能力及び態度」を踏まえて「内容」を定めていましたが、今回改訂の学習指導要領における「各学校において定める内容」は、「探究課題」と「具体的な資質・能力」の2つによって構成されることとなります。「探究課題」とは、従来「学習対象」とされてきたものであり、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもので、各学校において定める総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしいものとして、学校の実態に応じて設定するものです。一方、「具体的な資質・能力」とは、目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、探究的な学習を通して、どのような児童生徒の姿を実現するかということをはっきりとしたものだといえます。また、「探究課題」及び「具体的な資質・能力」については、情報活用能力や言語能力、問題発見・解決能力など、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるように配慮することも大切です。これらをまとめると、次のような図に表すことができます。



探究的な学習における児童生徒の学習の姿



### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

#### (1) 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たり、学習指導要領「指導計画の作成と内容の取扱い」では、次のように示されています。

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童（生徒）や学校、地域の実態等に応じて、児童（生徒）が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童（生徒）の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

総合的な学習の時間の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要です。また、総合的な学習の時間においては、これまでと同様に探究の過程（①課題設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を充実させることが必要です。この探究的な学習の過程をスパイラルに繰り返していくことも重要です。

#### (2) 全体計画及び年間指導計画の作成について

学習指導要領解説「指導計画上の配慮事項」では、以下のように示されています。

- (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、第3学年から第6学年（中学校：第1学年から第3学年）までを見通して、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものです。一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すものです。この2つの計画において、各学校が定める「目標」と、目標を実現するにふさわしい探究課題等からなる各学校が定める「内容」を明確にすることが重要です。さらには、それらとの関連において生み出される「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」、児童生徒の学習状況等を適切に把握するための「学習の評価」などを示すべきです。中学校においては、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえることが重要です。全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく、カリキュラム・マネジメントを大事にする必要があります。カリキュラム・マネジメントには、次の3つの側面があります。

- ① 内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

①については、目標及び内容、学習活動などが、教科等横断的な視点で連続的かつ発展的に展開するように、教科等間・学年間の関連やつながりに配慮することが大切です。

②については、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて総合的な学習の時間の指導計画を作成し、計画的・組織的な指導に努めるとともに、目標及び内容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切です。

③については、「内容」や「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが大切です。

### (3) 内容の取扱いについての配慮

内容の取扱いについて、学習指導要領解説「内容の取扱いについての配慮事項」では、次のように示されています。

(1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、児童（生徒）の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。

総合的な学習の時間は、児童生徒の主体性を生かした学習と教師の適切な指導が相まってこそ、より質の高い学習が実現され、目標が達成されます。また、そのことが児童生徒の学習活動への満足感や達成感も高めます。

(2) 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

探究的な学習の過程を質的に高めていくことを心掛けていくためには、①他者と協働して課題を解決する学習活動を行うことと、②言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行うことに配慮する必要があります。更に詳しく説明すると、次に示すようになります。

① 協働的に課題解決を行う際には、各教科等で身に付けた知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を活用できるようにすることに留意するとともに、考えを可視化するなどして児童生徒同士で学び合うことを促すなどの授業改善によって、思考を広げ深め、新しい考えを創造する児童生徒の姿が期待できます。

② 探究的な学習活動の過程において、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことです。これらの学習活動においては、「考えるための技法」が活用されるようにすることを求めています。「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、例えば、「比較する」「分類する」「関連付ける」などのように、教科・領域横断的で汎用的な技法として整理したものです。「考えるための技法」を指導する際には、比較や分類を視覚的に行う、いわゆる思考ツールといったものを教科横断的に活用することも有効です。

また、探究的な学習過程に体験活動を位置付ける際の留意事項が以下のように示されています。

(4) 自然体験活動やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。

総合的な学習の時間で重視する体験活動は、小学校では、自分の身体を通して外界の事物や事象に働きかけ学んでいくもの、中学校では、実社会・実生活の事物に自ら働きかけ、実感をもって関わっていくものです。児童生徒は、人々や社会、自然と関わる体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感します。また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、社会事象への関心を高め問題を発見したり、友達と信頼関係を築いて物事を考えたりするなどして、喜びや達成感を味わっていくこととなります。

しかし、ただ単に体験活動を行えばよいわけではなく、それを探究的な学習の過程に適切に位置付けることが重要となります。平成20年告示の学習指導要領解説において、運動会の準備や応援練習などは総合的な学習の時間として適切ではないことが明記されましたが、一方で十分な改善が図られていないという指摘もあります。総合的な学習の時間と特別活動との目標や内容の違いを踏まえ、それぞれの時間に相応しい体験活動を行わなければなりません。

#### 4 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」の実現について

##### (1) 「主体的な学び」の視点

「主体的な学び」とは、学習に積極的に取り組ませるだけでなく、学習後に自らの学びの成果や過程を振り返ることを通して、次の学びに主体的に取り組む態度を育む学びです。児童生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となります。課題設定については、児童生徒が自分の事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするために、実社会や実生活の問題を取り上げることが考えられます。また、学習活動の見通しを明らかにし、学習活動のゴールとそこに至るまでの道筋を鮮明に描くことができるような学習活動の設定を行うことも大切になります。

一方、振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながります。言語によりまとめたり表現したりする学習活動として、文章やレポートに書き表したり、口頭で報告したりするなどを行うことが考えられます。

##### (2) 「対話的な学び」の視点

「対話的な学び」とは、他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深めるような学びのことで、探究的な学習の過程を質的に高めていくためには、異なる多様な他者と力を合わせて課題の解決に向かうことが欠かせません。ここで行われる異なる多様な他者と対話することには、次の三つの価値が考えられます。

- ◆ 他者への説明による情報としての知識や技能の構造化
- ◆ 他者からの多様な情報収集
- ◆ 他者とともに新たな知を創造する場の構築と課題解決に向けた行動化への期待など

なお、「対話的な学び」は、学校内において他の児童生徒と活動を共にするというだけでなく、一人でじっくりと自己の中で対話すること、先人の考えなどと文献で対話すること、離れた場所をICT機器などでつないで対話することなど、様々な対話の姿が考えられます。

##### (3) 「深い学び」の視点

「深い学び」については、探究的な学習過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められます。探究的な学習の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できます。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結びついて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できます。

#### 5 プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動〔小学校のみ〕

小学校学習指導要領第5章第3の2の(9)の後段には、次のように示されています。

第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に位置付くようにすること。

「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」については、総合的な学習の時間のみならず、算数や理科をはじめとした各教科などの特質に応じて体験し、その意義を理解することが求められています。

この活動を行うに当たっては、プログラミングを体験することが、総合的な学習の時間における学びの本質である探究的な学習として適切に位置付けられるようにするとともに、児童一人一人に探究的な学びが実現し、一層充実することが必要となります。その際、小・中・高等学校を見通した学びの過程の中で、総合的な学習の時間の特質に応じて、プログラミング的思考を育むためのプログラミング教育とすることが重要です。

## 6 総合的な学習の時間における評価

第1の目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されていますが、資質・能力の三つの柱で再整理した学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも、評価の観点については、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三つの観点で整理する必要があります。

### (1) 内容のまとまりごとの評価規準の作成について

総合的な学習の時間における「内容のまとまり」とは、一つ一つの探究課題とその探究課題に応じて定めた具体的な資質・能力と考えることができます。そのことを踏まえて、内容のまとまりごとの評価規準を作成します。

- ◆ 「知識・技能」…文末を例えば「理解する」から「理解している」などにする。
- ◆ 「思考・判断・表現」…文末を例えば「できる」から「している」などとする。
- ◆ 「主体的に学習に取り組む態度」…文末を例えば「しようとする」から「しようとしている」などとする。

### (2) 単元の評価規準の作成について

単元の評価規準を作成するに当たっては、「内容のまとまりごとの評価規準」を参考にすることが考えられます。作成する際には、単元で行う学習活動やどのような資質・能力を重視するかによって具体的に記述することが求められます。その際、観点ごとに作成することが考えられます。なお、単元の評価規準の指導計画への位置づけについては、総括的な評価を行うためにも、児童生徒の姿となって現れやすい場面、全ての児童生徒を見取りやすい場面を選定することが大切です。

### (3) 指導要録における評価について

指導要録の記入に当たっては、総合的な学習の時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況の顕著な事項について、その特徴を記入します。評価の観点につきましては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱を踏まえ、各学校が定めた目標と内容に基づいて、下記のように評価の観点及びその趣旨を参考に設定します。

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習指導の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

「別紙4 各教科等・各学年の評価の観点及びその趣旨」

平成31(2019)年3月 文部科学省

#### ※参考資料

- ・参考となる情報一覧 p.79「6 総合的な学習の時間」に記載されている資料と同じ。